

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

平成26年11月21日

京都市長 門川 大作

京都市規則第54号

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則  
(京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部改正)

第1条 京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項第44号中「薬事法第69条第2項及び第3項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第1項、第2項及び第4項」に改める。

第7条第1号中「薬事法第69条第2項及び第3項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第1項、第2項及び第4項」に改め、同条第2号中「薬事法第69条第3項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第4項」に、「医薬品等」を「同法第70条第1項に規定する物に該当する疑いのある物」に改める。

(京都市理容師法施行細則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

- (1) 京都市理容師法施行細則第3条第3号
- (2) 京都市美容師法施行細則第3条第3号
- (3) 京都市保健所事務分掌規則第6条生活衛生課の項第3号

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)